

■箕面船場阪大前駅前地区まちづくり拠点施設(第2期)整備運営事業 入札説明書等に関する回答(参加資格関係以外)

No	該当箇所			質問	回答
	資料名	頁	項目		
1	入札説明書	別紙-2	証明書受付・引渡し業務の概要について	本業務は、事業期間を通じて第2期公共施設群の近隣の事業所等で行っても宜しいでしょうか。	要求水準書34ページ シ)施工計画 のとおり、大階段下の管理室を整備するまでの期間に限り、近隣場所にて設置する提案は可です。
2	入札説明書	別紙-2	証明書受付・引渡し業務の概要について	また、本事業の特定事業契約書第39条の規定に準じるかたちで、第三者に再委託しても宜しいでしょうか。	第三者への再委託は不可です。
3	要求水準書	37	ウ)施設巡回警備に関する業務	地区内デッキ、駅前広場運営業務の巡回警備は業務責任者を選任することになっておりますが、本業務の業務責任者は駐輪場の巡回警備を行う者が兼務しても宜しいでしょうか。 また、巡回警備を行う者は、警備業法上の警備員ではないという理解で宜しいでしょうか。	業務に支障が無い範囲で兼務は可とします。また、巡回警備を行う者についてはご理解のとおりです。
4	要求水準書	40	2 デッキ下駐輪場・駅舎駐輪場の運営業務 業務責任者	「業務責任者を毎日配置し、住民票等証明書受付・引渡し業務の営業時間内(10時～17時)内に、常時配置する。」となっております。 駐輪場の利用が不安定な当初3年間(2021年4月～2024年3月)は、大階段下の管理室に毎日出勤する必要はなく、午前10時～17時に常時配置するのではなく、箕面船場阪大前駅の近隣の事業所等を仮設の管理室として、住民票等証明書受付・引渡し業務の対応をすることでも、よろしいですか。	大階段下の管理室を仮設として近隣場所にて設置した場合でも、業務責任者を選任し、最低限、住民票等証明書受付・引渡し業務の営業時間内は当該場所にて業務責任者を常時配置としてください。
5	要求水準書	40	2 デッキ下駐輪場・駅舎駐輪場の運営業務 業務従事者	当初3年間(2021年4月～2024年3月)は、北大阪急行が開業しておらず、駐輪場の利用は不安定な状況が続くことが予想されます。 当初3年間(2021年4月～2024年3月)は、デッキ下駐輪場は、原則として無人での運営管理を行い、利用者からの問い合わせ、トラブルへの対応等は、コールセンターからの連絡を受けて、現地(デッキ下駐輪場)へ業務従事者が出動する形で運営するとし、その他については、時間を限定せず必要に応じて、適宜、業務従事者を現地に配置することとしたいのですが、それによろしいですか。	鉄道開業日までの期間については、業務従事者の常時配置について、利用状況に応じた必要な配置計画で構いません。
6	要求水準書	40	2 デッキ下駐輪場・駅舎駐輪場の運営業務 業務責任者 業務従事者	業務責任者、業務従事者は、運営業務で得られる収入に応じて、民間事業者(提案者)の裁量により、非正規雇用の者を、経験等を考慮して、適切に配置することで、よろしいですか。	ご理解のとおりです。
7	要求水準書	40	2 デッキ下駐輪場・駅舎駐輪場の運営業務	住民票等証明書受付・引渡し業務の営業時間内(10時～17時)に、業務責任者が、昼食、施設巡回等で席を外すことが想定されます。そのような場合は、「現在、昼食(または施設巡回中)です。●●時に戻ります。」という掲示をすることで、対応させていただきたいと考えておりますが、よろしいですか。	業務責任者が不在の時間については、別の業務従事者が対応してください。

■箕面船場阪大前駅前地区まちづくり拠点施設(第2期)整備運営事業 入札説明書等に関する回答(参加資格関係以外)

No	該当箇所			質問	回答
	資料名	頁	項目		
8	要求水準書	45	第6 2 イ. 設備保守管理業務 ①駐輪場管制機器設備	年に4回以上定期点検を実施するとなっておりますが、駅舎駐輪場に設置する各種設備(受渡装置、昇降装置、走行装置、入出庫口廻り、保管棚・ラック、地上制御盤・機上制御盤等)については、メーカーへのヒアリングにより、適切なメンテナンスができる場合は、必ずしも「年4回以上の定期点検」でなく、必要に応じて定期点検をすることでもよろしいですか。	適切に維持管理できることを前提に、市との協議の上判断致します。
9	要求水準書	48	エ)植栽・外構維持管理業務	清掃業務従事者が、管理上問題ない範囲で、植栽管理を行っても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	配布資料b	2,3	デッキ平面図駐輪場レベル平面図	地区内デッキの利用に関わるため、阪大前広場の平面図(デッキレベル、地上レベル)をご開示下さい。	現時点での情報を各社宛、電子メールにて送付します。
11	特定事業契約書	21	第39条3	「…運営維持管理者」の表記が3ヶ所ありますが、全て「…運営・維持管理者」の表記に統一して頂いて宜しいでしょうか。	統一するよう修正します。
12	特定事業契約書	21	第40条 統括責任者及び業務責任者	目次、第40条表題、本文中4ヶ所の合計6ヶ所に「統括責任者」の表記が見られますが、要求水準書等に「統括責任者」は出てきませんので、「業務責任者」だけにして頂いて宜しいでしょうか。	修正します。
13	特定事業契約書	40	第9章 第87条2	「市又は事業者を被保険者とし、施設整備費の総額の10分の3相当額を保証金額とする履行保証保険契約を自ら締結し、又は請負人等をしてかかる履行保証保険契約を締結させることにより、契約保証金を免除する」とありますが、より多くの選択肢を設けるため、保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の契約保証についても、同等の効果があることから、同保証も認めていただけますでしょうか？	事業者から提出される契約保証が、第87条第2項に示す履行保証保険契約と同等の効果があると市が認めれば、ご理解のとおりです。
14	特定事業契約書 別紙7	54	2(1) イ	施設整備費の算定及び支払方法におきまして、「本件工事期間中、各事業年度度で出来高に応じて支払う」とありますが、保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。次項も同じ。)の保証を条件として、各年度毎の工事代金(支払代金)の一部を前払金として支出することをご検討いただけないでしょうか？前払金を支出することによって、公共発注者としては本事業の適正な施工や運営の確保、費用の縮減を期待できることに加え、応募者の増加により競争入札の効果から応札額の低下を図ることができ、事業のVFMの向上に繋がるものと思われます。なお、保証事業会社の契約保証は前払保証の特約となっていることを申し添えます。	原案どおりとします。

■箕面船場阪大前駅前地区まちづくり拠点施設(第2期)整備運営事業 入札説明書等に関する回答(参加資格関係以外)

No	該当箇所			質問	回答
	資料名	頁	項目		
15	特定事業契約書	63	別紙11 株主誓約書の様式	「平成」の表記が散見されますので、「令和」にして頂いて宜しいでしょうか。	修正します。
16	質問回答(7月4日公表分)	N0.6	第3. 7(1)動線計画	歩行者連絡通路5号の整備範囲について、図示いただけますでしょうか。 また、本件敷地反対側部分に階段設置は不要(手摺等の安全措置は施す)としてよろしいでしょうか。	整備範囲については、対側の道路境界線までであり、階段設置はご理解のとおりです。対側の道路境界線以東の地区施設が未施工の場合は、施工されるまでの期間、落下防止対策等の対策を講じてください。